

東浦町公共施設再配置計画策定作業部会設置要綱

(設置)

第1条 東浦町公共施設再配置計画の策定に当たり、意見を聴取するため、東浦町公共施設再配置計画策定作業部会（以下「作業部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 作業部会は、次の事務を所掌する。

- (1) 東浦町公共施設再配置計画の策定及び更新に関すること。
- (2) その他東浦町の公共施設マネジメントに係る事項に関すること。

(組織)

第3条 作業部会は、委員20人以内で組織する。

- 2 会長は、公共施設の再配置に関する事務を所管する課の長をもって充てる。
- 3 委員は、職員のうちから町長が指名する。

(会長)

第4条 会長は、会務を総理し、作業部会を代表する。

- 2 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 作業部会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に作業部会委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、作業部会の運営に関し必要な事項は、会長が作業部会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。